

我孫子市市民公益活動補償制度のしおり（令和5年度版）

1. 制度の概要

- 市民活動団体が、「公益的な活動」を行っている際に起きた事故により、市民活動団体のメンバーが怪我などの傷害を負った場合や市民活動団体が賠償責任を負った場合の負担を補償します。「自分の楽しみの活動」、「趣味を深める活動」、「PTA活動」などは、この制度の補償の対象になりません。
- 単なる見学者など、不特定多数者は補償の対象になりません。
- 市が保険料を負担しますので、市民活動団体の負担はありません。

2. 補償の対象となる市民公益活動

- 主たる活動拠点が市内にあり、かつ、構成員が5名以上の団体（構成員の70%以上が市内に居住していることが必要）による「公益的な活動」が対象となります。ただし、日本国外の活動、営利・政治・宗教に係る活動を除きます。
- 市民公益活動の指導者は、無報酬の場合や交通費程度の実費を受取る場合のみが対象となります。

<補償の対象となる公益的な活動の例>

□地域社会活動

自治会・町内会及びまちづくり協議会の活動のうち、総会や役員会など会議への参加、防災訓練、防犯パトロール、公園清掃、おまつりの準備・開催など

□ボランティア活動

朗読、手話、傾聴、折り紙、お手紙、託児、心のケアなど

□まちづくり活動

道路・公園清掃、花壇の維持、地産地消の啓蒙、国際交流(ホームステイは除く)など

□その他公益的と認められる活動

- ボランティア活動をしている4名以下の団体または個人の方は、我孫子市社会福祉協議会のボランティア保険に登録できます。詳しくは、ボランティア市民活動相談窓口『て・と・り・あ（電話 04-7185-5233）』までお問合せください。

3. 補償等の内容

(1)傷害

- 傷害は、公益活動に参加する通常の合理的な往復経路での事故、公益活動中の車両事故によるものも対象となります。
- 公益活動中の事故で、死亡または傷害を受けたときは、次の表のとおり補償されます。

	傷害（熱中症、食中毒を除く）	熱中症、食中毒
死亡	500万円	500万円
後遺障害	15万円～500万円	9万円～300万円
入院	日額3,000円（事故発生の日から180日を限度とします）	
通院	日額2,000円（事故発生の日から180日までの間で通院日数90日を限度とします）	

3. 補償等の内容（続き）

(2) 損害賠償

□ 市民活動団体または責任者・指導者が公益活動中に過失により第三者の身体や物品（財物）に損害を与え、法的な賠償責任を負ったときは、次の表のとおり補償されます。

身体賠償	限度額	1人につき	6,000万円	かつ	1事故につき	3億円
財物賠償	限度額	1事故につき	100万円			
受託物賠償	限度額	1事故につき	100万円			

□ 損害賠償は、公益活動中であっても車両の所有・使用・管理に起因する事故は対象となりません。

□ 受託物賠償とは、公益活動中に市民活動団体の責任者・指導者が第三者から預かった物を壊したり、なくすなどして責任を問われたときに適用されます。

□ ケースによっては、補償の対象とならない場合があります。

4. 補償金請求手続きの流れ

① 市民協働推進課へ連絡 …事故が起きたら、まずは市民協働推進課へご連絡ください。事故受付後、保険会社から『傷害保険金請求書兼同意書』を送付します（賠償責任事故については手続きが異なります）。



② 傷害保険金請求書兼同意書の記入 …治療終了後、記入例を参考に、事故の当事者本人が記入してください（医療費の領収書（コピー）をご用意ください）。



③ 傷害保険金請求書兼同意書の提出 …『傷害保険金請求書兼同意書』を記入後、医療費の領収書（コピー）と一緒に保険会社へ提出してください。



④ 保険金のお振り込み
後日、保険会社より保険金が振り込まれます。

□ 補償金の支給額が10万円を超える場合、または手術が発生した場合には、別途医師の診断書（保険会社指定のもの）等が必要となります。診断書に係る経費は、請求者の自己負担となります。

5. お問い合わせ

我孫子市役所 市民生活部 市民協働推進課 市民活動推進係

〒270-1192 我孫子市我孫子1858番地

電話：04-7185-1467（直通） FAX：04-7185-5777